

改 正 案

現

行

<p>（特定建築物についての届出）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）</p> <p>五～八（略）</p> <p>2 法第五条第二項において準用する同条第一項の規定による届出については、前項第八号中「特定建築物が使用される」とあるのは、「特定建築物に該当する」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（空気調和設備又は機械換気設備の維持管理）</p> <p>第三条 令第二条第一号イ又はロの規定により空気調和設備又は機械換気設備を設けて空気を供給する場合は、同号イ又はロに定める基準に適合する空気を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。</p>	<p>（特定建築物についての届出）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）及びもつばら令第一条各号に掲げる用途以外の用途に供される部分の延べ面積</p> <p>五～八（略）</p> <p>2 法第五条第二項において準用する同条第一項の規定による届出については、前条第八号中「特定建築物が使用される」とあるのは、「特定建築物に該当する」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>
---	---

(空気環境の測定方法)

第三条の二 令第二条第一号八の規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百二十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

一	浮遊粉じんの量	(略)
二	一酸化炭素の含有率	(略)
三	二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四	温度	(略)
五	相対湿度	(略)
六	気流	(略)
七	ホルムアルデヒドの量	二・四・ジニトロフェニルヒドラジン捕集・高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四・アミノ・三・ヒドラジノ・五・メルカプト・一・二・四・トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測

(空気環境の測定方法等)

第三条 令第二条第一号八の規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百二十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

一	浮遊粉じんの量	(略)
二	一酸化炭素の含有率	(略)
三	炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検定器
四	温度	(略)
五	相対湿度	(略)
六	気流	(略)

二 (略)

三 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回、定期に、測定すること。

イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項

ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項

四 特定建築物の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下「建築等」と総称する。）を行つたときは、当該建築等を行つた階層の居室における令第二条第一号イの表の第七号の上欄に掲げる事項について、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定期間（六月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）中に一回、測定すること。

二 (略)

2 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる事項について、二月以内ごとに一回、定期に、測定しなければならない。

一 中央管理方式の空気調和設備を設けている場合 令第二条イ

の表の各号の上欄に掲げる事項

- 二 中央管理方式の機械換気設備を設けている場合 令第二号イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項
- 3 特定建築物維持管理権原者は、中央管理方式の空気調和設備又は中央管理方式の機械換気設備を設けて空気を供給する場合は、令第二条第一号イ又はロに定める基準に適合する空気を供給する能力を維持するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に務めなければならない。

(空気調和設備に関する衛生上必要な措置)

第三条の三 令第二条第一号二に規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置
- 二 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 三 加湿装置について、当該加湿装置の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

四 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

五 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

(令第二条第二号イの厚生労働省令で定める目的)

第三条の四 令第二条第二号イの厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定による許可を受けた者が経営する施設(第四条の二において「旅館」という。)における浴用を除く。)に供することとする。

(飲料水に関する衛生上必要な措置等)

第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

一・二 (略)

三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水(以下「飲料水」という。)を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

(給水に関する衛生上必要な措置等)

第四条 特定建築物維持管理権原者は、令第二条第二号イの規定により飲料水を供給する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行う

イ (略)

ロ 水質基準省令の表中二十一の項から二十五の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

八 水質基準省令の表中二十一の項から二十五の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

二 (略)

五・六 (略)

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 | 令第二条第二号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、

こと。

イ (略)

ロ 水質基準省令の表中二十一の項から二十五の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、六月一日から九月三十日までの間に一回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

八 水質基準省令の表中二十一の項から二十五の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、六月一日から九月三十日までの間に一回、行うこと。

二 (略)

五・六 (略)

七 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 | 特定建築物維持管理権原者は、前項第一号の遊離残留塩素の検査及び貯水槽の掃除を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行わなければならない。

3 | 特定建築物維持管理権原者は、貯水槽その他給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、令第二条第二号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定め

これらの設備の維持管理に努めなければならない。

(雑用水に関する衛生上必要な措置等)

第四条の二 令第二条第二号ロに規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合又は第三条の四に規定する目的以外の目的のための水(旅館における浴用に供する水を除く。以下「雑用水」という。)を水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一(結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二(結合残留塩素の場合は、百万分の一・五)以上とする。

二 雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 散水、修景又は清掃の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

イ し尿を含む水を原水として用いないこと。

ロ 次の表の各号の上欄に掲げる事項が当該各号の下欄に掲げ

る技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

る基準に適合するものであること。

一	pH値	五・八以上八・六以下であること。
二	臭気	異常でないこと。
三	外観	ほとんど無色透明であること。
四	大腸菌群	検出されないこと。
五	濁度	二度以下であること。

八 口の表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、第四号及び第五号の上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

四 水洗便所の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

イ 前号口の表の第一号から第四号までの上欄に掲げる事項が当該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ロ 前号口の表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、第四号の上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五 遊離残留塩素の検査を、七日以内ごとに一回、定期に、行うこと。

六 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。

2 令第二条第二号口の規定により給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これら

の設備の維持管理に努めなければならない。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合又は雑用水を水道法第二条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

(排水に関する設備の掃除等)

第四条の三 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「特定建築物維持管理権原者」という。)は、排水に関する設備の掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、行わなければならない。

2 (略)

(防除を行う動物)

第四条の四 令第二条第三号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)とする。

(清掃等及びねずみ等の防除)

第四条の五 令第二条第三号イに規定する掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、統一的行うものとする。

2 令第二条第三号ロに規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。

(排水に関する設備の掃除等)

第四条の二 特定建築物維持管理権原者は、排水に関する設備の掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、行わなければならない。

2 (略)

(清掃等及びねずみ、昆虫等の防除)

第四条の三 特定建築物維持管理権原者は、日常行う清掃のほか、清掃及びねずみ、昆虫等の防除を、それぞれ六月以内ごとに一回、定期に、統一的行わなければならない。

2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、清掃及びねずみ、昆虫等の防除並びに掃除用機

一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

二 ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

3 令第二条第三号イ及びロの規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。

（免状の申請手続）

第十条 法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し（第十二条第一項において「戸籍の謄本等」という。）

二（略）

器等及び汚物処理設備の維持管理に努めなければならない。

（免状の申請手続）

第十条 法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本又は抄本

二（略）

2 (略)

(免状の書換え交付)

第十二条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍の謄本等を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 (略)

(帳簿書類)

第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

- 一 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類

二 (略)

2 (略)

(報告、検査等)

第二十一条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、都道府県知事が必要と認める場合とする。

2 (略)

(免状の書換え交付)

第十二条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍の謄本又は抄本を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 (略)

(帳簿書類)

第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

- 一 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ、昆虫等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類

二 (略)

2 (略)

(報告、検査等)

第二十一条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、法第五条第四項の政令で定める特定建築物以外の特定建築物にあつては都道府県知事が必要と認める場合、同項の政令で定める特定建築物にあつては法第十一条第一項の規定による権限を行使することにつき都道府県労働局長から要請があつた場合とする。

2 (略)

(人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物)

第二十三条 法第十二条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める動物は、第四条の四に規定する動物とする。

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第二十九条 (略)

一(二) (略)

三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定するねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定するねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

八 (略)

四 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ (略)

2 (略)

(人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物)

第二十三条 法第十二条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物とする。

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第二十九条 (略)

一(二) (略)

三 ねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定するねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定するねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

八 (略)

四 ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ (略)

八 その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

二 (略)

五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(登録の申請)

第三十一条 (略)

2～7 (略)

8 法第十二条の二第一項第七号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
い。

一 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 (略)

三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十九条第三号に規定することを証する書類

四 (略)

五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

9 (略)

八 その内容が、ねずみ、昆虫等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

二 (略)

五 ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(登録の申請)

第三十一条 (略)

2～7 (略)

8 法第十二条の二第一項第七号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
い。

一 ねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 (略)

三 ねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十九条第三号に規定することを証する書類

四 (略)

五 ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

9 (略)

